



発言通告書

令和2年6月10日

新城市議会議長 鈴木 達雄 様

新城市議会議員 斎藤竜也



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	6月10日	午前	午後	時 49 分
発言の種類	一般質問・ 本会議質疑 ・委員会質疑・討論					(該当に○印を記入)
発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)						
発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)						
第74号議案 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定						
(1) 市民自治会議での議論、意見について						
ア 若者の主権者意識への影響について 条例化して開催するのと、市民による自主的な開催を促すのとでは主権者意識の醸成に違いがあると感じるがこれについての意見はあったか。						
イ 運営内容について						
ウ 主宰者の公平公正な選定について どのような方法で公平公正に主宰者を選定するのか。						
(2) 条例化すべき意義について						

本-2(1/2)



発言通告書

令和 2年 6月 11日

新城市議会議長様

新城市議会議員 丸山 隆弘 印

下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	6月//日 午前/午後 8時38分
発言の種類	一般質問・ 本会議質疑 ・委員会質疑・討論	(該当に○印を記入)	
発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)			
発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)			
第73号議案 新城市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置及び管理に関する条例の制定			
(1) 第1条の(設置)、第6条の(処分)について、市民生活及び地域経済への対策はもちろんの事、感染拡大の防止を目的とする事業や介護施設・福祉施設・地域医療施設への対策も対象とすべきではないか伺う。			
(2) 寄附金及び基金運用収益の受け入れを、第2条の(積立て)に項目としておこすべきではないか伺う。			
(3) 条例の失効期日は規定しないのか伺う。			
第74号議案 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定			
政策討論会は選挙活動とは異なり、あくまでも立候補予定者の意見を戦わせる場でなくてはならない。公職選挙法の規定する事前運動禁止行為に抵触しないことや、公平性・公正性が確保されなければならないことは当然である。これらの基本原則が貫かれたこれまでの経験がある。今回、新たに条例制定を求める理由を伺う。			
第81号議案 新城市都市計画に関する計画提案に係る規模を定める条例の制定			
(1) 条例の制定により、居住者・民間事業者・地権者・行政の役割を伺う。			
(2) 急速な少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化により土地利用のあり方も変化している。市街化調整区域は、土地利用規制による既存集落の人口減少や開発抑制等の課題が顕在化してきている。規模を0.2ヘクタール以上とした理由を伺う。			
(3) 既存集落の維持・活性化や産業振興などの地域振興につなげるため、市街化調整区域において適正な土地利用を誘導することが必要である。これらの課題			

本-2(2)

に的確に対応し、土地利用の実現を図るための方策として、市街化調整区域における地区計画制度の活用が図られるよう、地区計画についての考え方や適正な運用をどのように図っていくのか伺う。

本-3(K)

発言通告書

令和 2年 6月 11日

新城市議会議長様

新城市議会議員 澤田恵子



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	6月11日	午前／午後 8時59分
発言の種類	一般質問・ 本会議質疑 ・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入)			
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第74号議案 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定 (1) 過去2回の公開政策討論会の成果を、どのように分析しているか伺う。 (2) この公開政策討論会を、条例とする意義を伺う。				

発言通告書

令和 2年 6月 11日

新城市議会議長様

新城市議会議員 山田辰也印

下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	6月11日	午前	午後	9時02分
発言の種類	一般質問・ 本会議質疑 ・委員会質疑・討論					(該当に○印を記入)
発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)						
発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)						
第81号議案 新城市都市計画に関する計画提案に係る規模を定める条例の制定 市街化調整区域における地区計画の規模を0.2ヘクタール以上とする理由を 伺う。						



発言通告書

令和 2年 6月 11日

新城市議會議長 様

新城市議會議員 山口洋一 

下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	6月 11日	(午前) 午後 9時04分
発言の種類	一般質問・ <u>本会議質疑</u> ・委員会質疑・討論	(該当に○印を記入)		
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第73号議案 新城市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置及び管理に関する条例の制定 新城市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置及び管理に関する条例の制定について以下伺う。				
(1) 第5条(繰替運用)に財政上の必要性から、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用とある。新型コロナウイルス感染症対策に特化した基金の積み立てによる財源確保と思慮されるが提案理由との整合性は。 (2) 管理条項を除いた条文とし、条例名を新城市新型コロナウイルス感染症対策基金条例とすべきと考えるが如何か。				
第74号議案 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定について、以下伺う。				
(1) 新城市市民自治会議からの新城市自治基本条例に定められた市民の権利を具現化するための公開政策討論会条例についての具体的な答申内容。 (2) 新城市市民自治会議からの条例概要は、どの程度の期間を要して府内議論されたのか。 (3) 約1か月の期間で実施された、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会制度に対するパブリックコメントにて(電子メールで一人)6件の意見を戴いた。この意見への詳細評価分析を行い真摯な意見と解して条例案とされたのか。 (4) 6月1日の議案説明を受けた後の、6月4日付の某新聞社の記事に「市民の参政意識の向上を図る」を見出しとしての記事に、本件条例案第2条(公開政策討論会の開催)同第3条(基本原則)第2項の公職選挙法の規定に抵触(記事文章)しない事第4項の公平性・公正性の確保とあり、更に市内3か所の開催予定場所の記載				

本-5 (2/2)

もあった。条例案のみでは確認できない事項等も含まれたもので、本条例案制定を前提とした報道と市民が思われるが如何か。

(5) 本件条例案第3条第2項 公開政策討論会に関する全ての者は、公職選挙法第129条の規定に違反しないように留意について伺う。

ア 具体的な事例は。

イ 公開政策討論会出席予定者名がマスコミに紙面掲載されることは。

ウ 公開政策討論会の開催は「選挙運動」に当たらないのか。

エ 公開政策討論会において万一、公職選挙法違反と判断された場合は。

(6) 本件条例案第9条第1項 公開政策討論会は、参加する立候補予定者の承認を得て市長が指名する者が主宰するとある、現職市長が立候補予定者となつても市長の指名権はあるのか。

(7) 本件条例案附則（市長選挙立候補予定者公開政策討論会）第14条の2第2項の、前項の討論会の実施に必要な事項は、別に定めるとあるが、その諸事項に係る内容は。

本-6(1)



発言通告書

令和2年 6月11日

新城市議会議長様

新城市議会議員 滝川健司

印



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	6月11日	午前／午後	9時39分
発言の種類	一般質問・ 本会議質疑 ・委員会質疑・討論	(該当に○印を記入)			
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)					
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)					
第76号議案 新城市税条例等の一部改正 固定資産税の納税義務者等について (1) 第54条第4項 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由 によって不明である場合のその他とは。 (2) 同条第5項 法第343条第5項に規定する探索とは。使用者を所有者とみな す場合の要件は。					
第78号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部改正 (1) 研修の実施主体として中核市の長を加えることによる影響は。 (2) 研修を修了させるよう努めなければならない。となっているが努力義務でよ いのか。					
第81号議案 新城市都市計画に関する計画提案に係る規模を定める条例の制定 計画提案の基準として規模のみが示されているが、他の要件及び関連法につい ては個別に審査するのか。					

本・ク(1/2)



発言通告書

令和2年 6月 11日

新城市議会議長様

新城市議会議員

浅尾洋平



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	6月11日	午前／午後 9時45分
発言の種類	一般質問・本会議質疑・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入)			
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第73号議案 新城市新型コロナウイルス感染症対策基金の設置及び管理に関する条例の制定				
(1) どのような内容か伺う。				
(2) 第2条(積立て)の基金として積み立てる額は、算定基準があるのか伺う。				
(3) この基金は、今後、市内の医療や介護施設、さらには民間商業施設などで、クラスターが発生し、透明フィルムや手指消毒が急に必要になった場合、感染症対策経費として使えると想定しているか。あるいは、PCR検査の設置・充実の費用にも使えるのか、伺う。				
第74号議案 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例の制定				
(1) 本条例が、日本国憲法に違反する認識はあるか伺う。				
(2) 市長選挙立候補予定者がこの公開政策討論会を辞退した時は条例違反となるのか伺う。				
(3) なぜ、市長が、市長選挙立候補予定者公開政策討論会を開催する規定をもつ本条例案が必要なのか、伺う。				
(4) 本条例案と同じ条例をもつ自治体の有無を伺う。				
(5) その間、JC(青年会議所)や市民団体などが中立公平の立場で、市長選挙の公開政策討論会を行ってきた。本条例案との違いは何か、伺う。				
(6) (基本原則) 第3条第2項には、公開政策討論会に関する全ての者は、公職選挙法第129条の規定に違反しないよう留意しなければならない。とあるが、なぜこのような条項があるのか伺う。又、公職選挙法違反となる具体的な留意事項を伺う。				

- (7) 有識者や弁護士などの専門家に意見を聞いた内容を伺う。(何人・職種・内容)
- (8) (公平性及び公正性の確保) 第10条「市長は、自らが立候補予定者として公開政策討論会に参加できる権利を有することに鑑み」として「市民、学識経験を有する者等の協力を得て」、「手続き及び運営が公平かつ公正に行われるよう配慮しなければならない。」とあるが「配慮」とは具体的に何か、伺う。
- (9) 現職の市長の「配慮」は、さまざまな協力を得ても、各陣営や立場で解釈が異なり配慮の担保がされない時、最終的には主催者である現職の市長の恣意的な運用になる危険性がある。市長の認識を伺う。
- (10) 誰が、市民、学識経験者を雇うのか。報酬は発生するのか。弁護士は該当するのか、伺う。
- (11) 第13条の(委任)についても、「公開政策討論会の開催の手続及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める」。としているが、そもそも現市長が、委任ルールを決める公開政策討論会に、市長は、自らが立候補予定者として参加出来る仕組みはそもそも公平・公正とはならないと思うが市長の認識を伺う。
- (12) 第14条の2(市長選挙立候補予定者公開政策討論会)では、討論会の実施に必要な事項は、別に定めます。とあるが、現市長が、急に死亡したり、急に失職した場合にはどうするのか実際の流れを伺う。

第75号議案 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

主な内容を伺う。